

# 政令月収の計算方法

入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計額から次に掲げる額を控除した額を12で割り1ヶ月分の政令月収を算出します。

## [各種控除]

1. 同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1人につき38万円
2. 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上) 1人につき10万円
3. 特定扶養親族(扶養親族のうち16歳以上23歳未満) 1人につき25万円
4. 障害者(特別障害者以外の障害者、療育手帳B級、身体障害者手帳3級~6級等) 1人につき27万円

特別障害者(重度の知的障害者、療育手帳A級、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳に恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第3項症までである者と記載されている者等) 1人につき40万円

5. 寡婦又は寡夫 1人につき27万円  
(その者の所得が27万円未満である場合は、当該所得金額)

## 給与所得者1人の場合の粗収入早見表

(単位:円)

区分	収入基準 政令月収	同居(扶養)親族				
		0人(单身)	1人	2人	3人	4人
一般世帯	104,000円以下	2,043,999 (170,333)	2,583,999 (215,333)	3,127,999 (260,666)	3,663,999 (305,333)	4,135,999 (344,666)
	123,000〃	2,367,999 (197,333)	2,911,999 (242,666)	3,451,999 (287,666)	3,947,999 (328,999)	4,423,999 (368,666)
	139,000〃	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)
	158,000〃	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量世帯	186,000〃	3,447,999 (287,333)	3,943,999 (328,666)	4,415,999 (367,999)	4,891,999 (407,666)	5,367,999 (447,333)
	214,000〃	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

(注) 上段は年収、下段( )内は月収の目安です。